

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例に関する意見書

千葉県では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止に関する条例を制定、平成10年1月から施行され、県民の生活の安全を確保し、県民の生活環境を保全すべくご尽力いただいているところである。

千葉県では、3,000平方メートル以上の埋立て等事業についての許可制を採用しており、また、埋立てに使用する土砂等について安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できないこととするとともに、たい積構造を定め、崩落などの災害発生の防止に努められている。

袖ヶ浦市の豊かな自然の保持並びに、袖ヶ浦市民の生活の安全を確保するため、今後も、さらなる当該条例にかかる許可申請について、埋立事業者に対し適切な指導に努め、県内市町村との連携による通報・監視の徹底、また、土砂等の搬入先や搬入量の確認、地質・水質検査、立入検査、事業の完了検査等の一層の拡充を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

千葉県知事 鈴木 栄治 様